

扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日要綱第18号)

(目的)

第1条 扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する中小企業者又は同条第5項で規定する小規模企業者、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項で規定する小企業者及び会社法人以外の法人で、商号・法人登記届又は開業届が出されている事業所（以下「事業所等」という。）を経営する者に対し、自己の事業を継続発展させるための雇用確保等の事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職説明会 複数の事業者が合同で従業員の採用を目的として実施する企業説明会をいう。ただし、自ら企画及び実施するものを除く。
- (2) インターネット求人サイト 複数の企業の求人情報をインターネット上に掲載し、求職者に対して広く閲覧することができる状態で求人活動を行うことができるインターネット上のウェブサイト（外国語のみで掲載されたものを除く。）をいう。
- (3) 展示会 事業者が自ら製造又は販売する商品、サービス等を展示し、又は宣伝するためのイベント（主として即売を目的とするものを除く。）をいう。ただし、自ら企画及び実施するものを除く。
- (4) ECサイト 電子的な情報通信により、事業者が自ら製造又は販売する商品、サービス等の売買又は契約締結等を行うウェブサイト（オークションサイト、フリーマーケットサイト等を除く。）をいう。
- (5) BCP 災害や事故が発生した場合に企業の重要業務の中断を回避し、又は中断した場合に早期に回復するための手法等を事前に定めた計画をいう。

(適用法規)

第3条 補助金の交付及び執行に関しては、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 扶桑町内（次号において「町内」という。）で、事業所等を経営する者であること。
 - (2) 法人にあっては、町内に本店を有する者で、扶桑町に法人町民税の申告（事業開始後最初の決算期前である場合は、法人の設立又は異動の届出）があること。
 - (3) 扶桑町の町民税納税義務者で町税の滞納がない者であること。ただし、徴収猶予が認められている場合を除く。
 - (4) 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （補助対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、補助対象経費からその補助金等の額を控除するものとする。
- 3 補助金の額は、前2項で定める補助対象経費に補助率を乗じて算出した額と補助限度額のいずれか低い額以内とする。この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 一の年度につき、同一の事業者に交付する補助金は、10万円を限度とする。
- 5 補助金の交付は、同一の事業者につき年度内1回とする。ただし、当該年度の交付済額が前項に定める限度額を下回る場合は、さらに1回に限り、追加で次条に定める交付申請をすることができるものとし、その際における交付限度額は、前項に定める限度額から交付済額を差し引いた額とする。
- 6 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付申請書（様式第1）及び添付書類を当該補助対象事業実施前に町長へ提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助対象事業の実施により生じた問題については、町は一切の責を負わないものとする。

（交付申請の変更）

第9条 申請者は、交付決定した日の属する年度内にその申請内容について補助金の交付決定額に変更が生じる場合は、その事実が生じる日から14日前までに扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金変更交付申請書（様式第4）に、変更に係る必要書類等を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された変更交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金実績報告書（様式第6）及び扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金交付請求書（様式第7）を交付決定した日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による関係書類の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付する。

2 補助金は、申請者が指定した口座への振込みにより交付する。

（不当利得の返還）

第12条 町長は、申請者が交付申請時に提出した扶桑町中小企業人材確保等支援事業補助金の申請に関する誓約書（様式第8）に記載する内容に違反したと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(権利の譲渡、担保の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(扶桑町中小企業人材確保振興補助金交付要綱の廃止)

2 扶桑町中小企業人材確保振興補助金交付要綱（令和6年扶桑町要綱第10号）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に、廃止前の扶桑町中小企業人材確保振興補助金交付要綱の規定により交付した扶桑町中小企業人材確保振興補助金については、なお従前の例による。